

回 覧

かすみがうら市火災見舞基金組合のご案内

今年も 新規会員のみ募集します！

※平成21年度から27年度加入の方は自動的に継続加入となります

今年度（28年度）の募集については、新規会員を募集することになりました。21年度から27年度に加入している方は、新たに会費を徴収せずに1年間継続加入することになりますので、今回の申込は不要となります。

（加入者名簿の控えは区長さんにお渡ししてあります）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
加入戸数	3,014 戸	174 戸	108 戸	0 戸	32 戸	28 戸	13 戸
見舞金 支出実績	4 件 (29 万円)	2 件 (40 万円)	1 件 (100 万円)	2 件 (60 万円)	1 件 (10 万円)	1 件 (10 万円)	0 件 (0 万円)

★火災見舞基金制度とは、

近火見舞の廃止などのために、新生活運動の相互扶助の精神から生まれました。不幸にして火災にあったとき、罹災されたご家族に市民がこぞってお見舞いの気持ちをあらわし、その代わり、当家でない方への近火見舞いは、皆さんが揃ってご遠慮しましょう、という趣旨で始めたものです。昭和 51 年から続く歴史があります。



新生活運動とは

近火見舞いを控えましょうという、この火災見舞基金組合は、新生活運動の一環から生まれました。新生活運動推進協議会では、生活する意味を集落ぐるみなどみんなで考えてみて、合理化できる事柄は見つめ直して、本来の意味のある事柄に使いえば、より心豊かな生活が送れるのでは、という趣旨を唱えています。

火災見舞基金組合及び新生活運動推進協議会のお問い合わせは、霞ヶ浦中地区公民館（あじさい館内） TEL897-0511までお願いします。



□□□ 平成28年度申し込み要項 □□□

- 会 費 1戸 1,000円 ※加入後の返金はありません
- 有効期間 申し込み日～平成29年3月31日まで
- 加入条件 霞ヶ浦地区に在住し家屋を所有している者

(※21年度から27年度までに加入している方はすでに28年度も自動継続加入となっています。)

- 申込方法(随時受付中)

21年度から27年度までに加入していない方で加入希望者は、加入申込書(別添)に世帯主名、住所、電話番号を記入していただき、会費を添えて区長さんまでお届け願います。

集落に入っていない方で加入を希望される方は直接事務局へお申込みください。

- 見 舞 額 (組合員が居住する住居<母屋・倉庫兼住宅>及びその付属建物<倉庫・物置・木小屋・畜舎など>で火災に罹った場合、見舞として贈る額は次のとおりとする。
ただし、付属建物<倉庫・物置>については、原則として土台の廻っている建物であること。更に建物構造<目的>にそってされていることとする。)

1	住居が全焼（7割以上の損害）のとき	金10万円
2	住居が半焼（2割以上7割未満の損害）のとき	金8万円
3	附属建物が全焼（7割以上の損害）のとき	金8万円
4	附属建物が半焼（2割以上7割未満の損害）のとき	金7万円
5	住居及び付属建物が部分焼（2割未満の損害）のとき	金5万円
6	住居及び付属建物とも同時焼失した場合は、見舞金の区分により決定し金額の高い額を贈るものとする。	
7	同一敷地内に2世帯以上住居（母屋）がある場合、それぞれ加入することができる。	

- 28年度の会員資格について

原則として毎年組合費を徴収しますが、前年度の準備基金の残額によって、21年度から27年度までに加入した会員は、28年度は手続きをしなくても自動的に継続加入扱いになります。

※この火災見舞金制度への加入は、あくまでも任意のものですが、制度の趣旨をご理解いただき全戸加入くださるようお勧めします。

お問い合わせ	かすみがうら市火災見舞基金組合 霞ヶ浦中地区公民館(あじさい館内) TEL897-0511
--------	--